

け や き ひ ろ ば

ご利用の手引き

「けやきひろば」は、埼玉県公有財産であり、さいたま新都心エリアの交通、憩い、にぎわいの中枢を担う施設として、指定管理者である株式会社さいたまアリーナが維持管理業務を行っております。

この「ご利用の手引き」は、「けやきひろば」を適切に利用するための許可基準やルールについて定めたものであり、利用される全ての関係者はこれに従っていただきます。一旦利用を許可した場合でも、一般通行者を含む「けやきひろば」の他の利用者や近隣住民等に迷惑を掛ける行為、ルール違反や指示に従わない場合は、その時点で利用を取り消しますので、ご注意ください。

また、イベント開催に伴って発生した事故、苦情（来場者によるものも含む）等のトラブルについては、すべて利用者で対応していただきますので、イベント開催中においては、常時対応できる体制を整え、事故等の防止に万全を期すようにしてください。

株式会社 さいたまアリーナ

2025年4月

— 目 次 —

■ けやきひろばの使用に当たって	1
□ 許可基準	
□ 利用時間	
□ 施設の特徴	
■ けやきひろばの利用の流れ	3
■ 施設の利用	4
□ 仮設物等の設置・保護資材の敷設	
□ 荷重の制限	
□ 既存施設の占有禁止	
□ 既存施設の保護	
□ 樹木の保護	
□ 芝生広場の保護	
■ 設営・撤去	5
□ 会場装飾・設営業者	
□ 施設の鍵の管理	
□ 作業員等の識別	
□ 作業の開始と終了	
□ 搬入・搬出経路の保護	
□ 機材等の搬出入方法	
□ 展示・物販車両の搬入	
□ 荷捌き所の利用	
□ 一般来場者への配慮	
□ カーリフトの利用	
□ 2号エレベーター—の利用	
□ ひろば備品の利用	
□ 利用後の現場確認	
■ 開催時の対応	8
□ 本部・案内所の設置	
□ 救急・救護所の設置	
□ 運営時の一般通行者への配慮	
□ 音量の制限	
□ ワイヤレスマイク及び無線機の利用	
□ 禁煙の徹底	
□ 法令に基づく申請	
□ 飲食物の調理・販売	
□ 演出・パフォーマンスでの火気使用	
□ 臨時広告	
■ 安全対策	10
□ けやきひろば利用に係る安全対策	
□ 動線の確保	
□ 強風時の対策	

☐ 雨天時の対策	
☐ 来場者等の整理及び防犯対策	
☐ 夜間の警備	
☐ 保険の加入	
■ 駐車場の利用	11
☐ 駐車場の利用	
☐ 駐車場の安全確保	
■ 電気・危険物の利用	11
☐ コンセントボックスの利用	
☐ 電源工事	
☐ 発電機の利用	
■ 給排水の利用	13
☐ 給排水の利用	
☐ 給排水ユニット	
■ 調理機器の利用	13
☐ バーベキューコンロ等の利用	
☐ プロパン（LP）ガスボンベの手配・管理	
☐ テント内での留意事項	
■ 環境衛生	14
☐ 会場内の清掃及びゴミ処理	
■ けやきひろばに係る各種料金表	15
■ けやきひろば施設概要	16
■ けやきひろば給排水ユニット配置図及び流し台接続方法	18
■ けやきひろばイベントコンセント配置図	19
■ 提出様式	20
☐ けやきひろば利用申込書・各種利用料金表	
☐ 表明・確約書	
☐ 作業申請書	
☐ イベント情報記入用紙	
■ その他	
☐ けやきひろばイベントに係るゴミ排出に関するお知らせとお願い	24
☐ けやきひろばイベントにおける火器器具の使用に係る対応について	25
☐ 露店等の開設に伴うチェック表	26
☐ けやきひろば2F仮設物設置上のルール	27

■ けやきひろばの使用に当たって

けやきひろばは埼玉県内の公有財産であり、イベント等での利用に際しては、以下に列挙した埼玉県が定める許可基準（①～⑦のすべてと⑧～⑩のいずれか）を満たしたうえで、埼玉県が適切と認める内容であることが前提となります（※１）。

また、使用を許可したイベント等について、原則、使用面積に応じて、埼玉県が定める行政財産使用料を株式会社さいたまアリーナにお支払いいただきます。

□ 許可基準

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| 全
項
目
必
須 | { | 【安全確保】 |
| | | □①一般利用者の動線や憩いの妨げにならないこと。 |
| | | □②点字ブロック等バリアフリー設備の利用に支障がないこと。 |
| | | □③さいたまスーパーアリーナを含む緊急時の避難動線に支障がないこと。 |
| | | 【環境配慮】 |
| | | □④けやきの森の快適さと美しさを損なう利用行為でないこと。 |
| | | □⑤施設設備の機能の保全に支障がないこと。 |
| | | □⑥けやきひろば商業施設等の事業活動に支障がないこと。（※２） |
| | | □⑦さいたま新都心エリアの景観や周辺環境に支障を及ぼす恐れがないこと。 |
| | | 1
項
目
必
須 |
| □⑧広く県民が参加できる公共性のあるイベント等及びその付随行事であること。（※３） | | |
| □⑨さいたま新都心エリアのにぎわい創出に資するイベント等であること。 | | |
| □⑩さいたま新都心エリアのPRに資するイベント等であること。 | | |

※１ イベント等の主催者は、けやきひろばを所管する埼玉県都市整備部都市整備政策課から、イベント等の実施計画に関するヒアリングの要請があった際は、説明を行う義務を負います。その結果、埼玉県の判断により、最終的に使用許可が取り消されることもありますので予め御留意ください。

また、埼玉県が行政目的によりけやきひろばを使用することが決まった場合は、利用日の変更等をお願いすることがあります。

※２ 飲食物等販売出店を展開するイベントは、けやきひろば商業施設のテナントに出店募集案内を出してください。

※３ 「公共性のあるイベント等」とは、明確な主催者の下に、広く公益を目的として、整然と統括運営されるイベントや出店などの諸活動で、単独で、統制、秩序なく行われるものは含みません。また、「付随行事」とは、当該イベントに付随して、一定の目的と計画に基づいて運営される経済的な諸活動の一切を指します。以下「主な例示」を御参照ください。

【主な例示】

参考事例	使用可否	備考
公共団体、公共的団体の行うイベント等 例：献血、共同募金、交通安全キャンペーン、 スポーツイベント時のバナー設置	○	広く県民が参加できる公共性 のあるイベント等（⑧）
自治会、地域団体のイベント等 例：子ども会活動、老人会活動、地域まつり	○	同上
適法・適正な物販、飲食提供活動 例：フリーマーケット、農産物直売、食の祭 典、さいたまスーパーアリーナのイベントに連 動した物品等販売	○	にぎわい創出イベント等 （⑨）
ストリートパフォーマンス 例：大道芸、ミニコンサート	○	同上
ロケーション撮影 例：CM 作成、ドラマ・映画撮影	○	PR に資するイベント等（⑩）
けやきひろばの安全性、快適性を損なう行為 例：大音量や嬌声など迷惑行為を伴うミニコン サート	×	①に該当せず
宗教活動や政治活動及びそれらに類する活動 例：関係者の集会、布教・宣伝行為と認められ る活動	×	⑧～⑩のいずれも該当せず
法令違反、公序良俗及び善良の風俗に反すると 認められる物品販売、営業行為等 例：有害図書・物品等の販売、ねずみ講勧誘	×	同上

□ 利用時間

7時から23時（設営・撤去を含む）です。

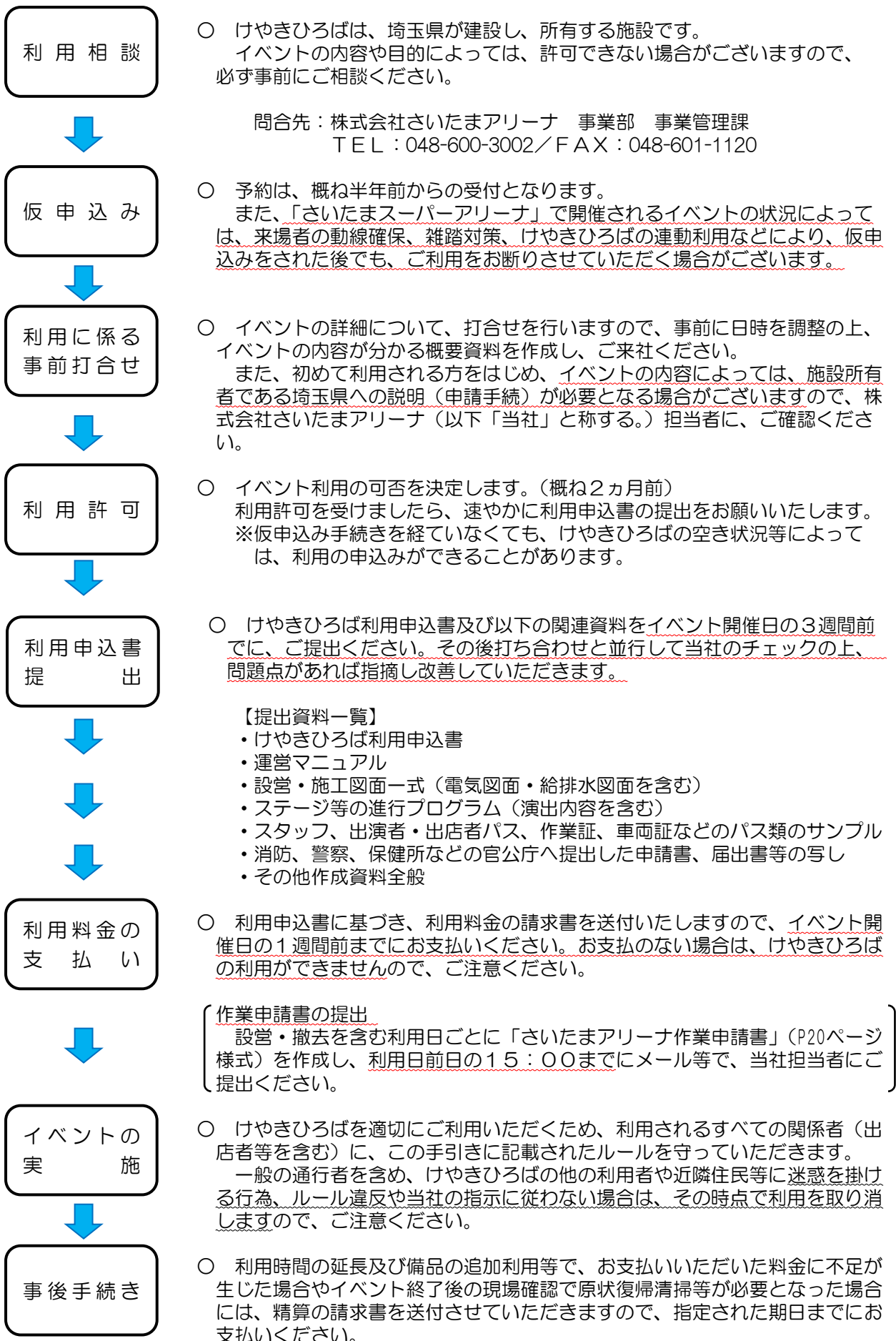
なお、演奏、歌唱・合唱及び拡声器の使用は、9時から20時（リハーサル含む）です。

□ 施設の特徴

2階面は、通路としての機能を併せ持った屋外の公共空間で、近隣に高層建築物が多く、その立地条件から、強風・突風が吹くことがあります。

1階プラザは、中庭のように吹き抜けとなっているため、雨天時は雨が吹き込む構造となっています。

■ けやきひろば利用の流れ



■ 施設の利用

☐ 仮設物等の設置・保護資材の敷設	けやきひろば内に仮設物（テント、ステージ、イントレ、主催者手配の発電機、その他重量物）を設置する場合や機材等を置く場合は、タイルやグレーチング、照明カバー等に直接設置することは避け、コンパネなどの保護資材を必ず敷設してください。 また、飲食ブースや汚損の恐れがある場合は、必ず該当箇所に養生シートを敷設してください。 なお、保護資材や養生シートの敷設方法に不備がある場合は、当社の指示でやり直していただくことになりますので、事前に敷設方法、敷設範囲及び材質などを当社担当者に報告してください。 一般のご通行や既存サインの妨げとなりますので、本手引き最終頁「けやきひろば2F 仮設物設置上のルール」を必ず守ってください。											
☐ 荷重の制限	けやきひろば内の既存施設は、破損しやすい材質でできています。 荷重制限を超えての利用は、施設を破損するだけでなく、大事故にも繋がりますので、細心の注意を払いイベントを運営してください。 なお、破損した場合には、主催者側に原状復帰費用を請求させていただきます。 【床面の荷重制限】 <table><tr><td rowspan="4">2階</td><td>ひろば面</td><td>350kg/㎡</td></tr><tr><td>グレーチング等</td><td>250kg/10cm角</td></tr><tr><td>サンクンブラザ</td><td rowspan="2">200kg/㎡</td></tr><tr><td>芝生広場</td></tr><tr><td>1階</td><td>ブラザ</td><td>200kg/㎡</td></tr></table> ※ 詳細は当社に確認の上、その指示に従ってください。	2階	ひろば面	350kg/㎡	グレーチング等	250kg/10cm角	サンクンブラザ	200kg/㎡	芝生広場	1階	ブラザ	200kg/㎡
2階	ひろば面		350kg/㎡									
	グレーチング等		250kg/10cm角									
	サンクンブラザ		200kg/㎡									
	芝生広場											
1階	ブラザ	200kg/㎡										
☐ 既存設備の占有禁止	けやきひろば内に設置されている設備（ベンチ、灰皿、公衆便所、エレベーター、エスカレーターなど）は、一般来場者が利用するために設置されているものです。 イベント等でけやきひろばの利用を許可されたとしても、設置設備の専有はできませんので、一般来場者の利用を妨げる行為は避けてください。											
☐ 既存設備の保護	既存設備をイベント等で利用する際は、以下の点に留意し、設備を損傷したり、汚損したりすることのないよう注意してください。 ① 既設ベンチを調理台として利用するなど、傷や汚損の原因となる利用は絶対に避けてください。 ② 塗装した壁・柱などは、塗装資材が剥離する恐れがありますので、仮設物や機材等を固定したり、印刷物などを貼り付けたりしないでください。 ③ 破損や汚損の恐れが少ないと当社が認めた場所においても機材等の固定や印刷物を掲示する場合は、緩衝材や粘着力の弱いテープを利用するなど、既存設備の保護に努めてください。 なお、当社が認めた場所であるか否かを問わず、設備の損傷や汚損が認められた場合には、主催者側の費用において原状復帰をしていただきます。											
☐ 樹木の保護	けやきひろば2階面には、多数のけやきの木が繁っています。樹木保護のため、以下の点に注意してください。 ① 仮設物が樹木の枝や幹に接触する場合は、仮設物の設置位置を変更するなどの処置を講じてください。 ② 枝葉には、物を載せたり、直接ケーブル等を巻き付けたりはしないでください。 ③ 樹木への機材の立て掛け、仮設物の固定などはしないでください。 ④ 樹木への絡まり防止のため、ヘリウムガス入りの風船は、有償・無償を問わず配布を禁止します。											

☐ 芝生広場の保護	けやきひろば2階芝生広場をご利用する場合は、下記を必ず守ってください。 ① 火気を伴う出店は不可です。 ② 鋭利なもの（カッターナイフ等）を使用しての作業は禁止です。 ③ 木材、ガラス、金属等で強い衝撃をあたえないでください。 ④ 各種部材や資材を置く、溜める場合には必ずコンパネ等で養生をし、傷・耐荷に気を付けてください。 ⑤ テントや重量物を置く場合、飲食イベント実施による油污れが予される場合は、十分な養生を行ってください。 ⑥ 車両・台車等の乗り入れは、不陸の発生、摩耗・摩擦によるゴムチップの劣化を促すため禁止です。 ⑦ 重量物を引きずらないでください。 ⑧ 油・薬品・溶剤をこぼさないでください。破汚損発生時は求償することがありますので、必要に応じて床養生などの対策を講じてください。 ⑨ 床面へのテープ類の直接貼り付けは禁止です。
----------------------------------	---

■ 設営・撤去

☐ 会場装飾・設営業者	けやきひろばの会場装飾・設営については、施設の特性や使用ルールを熟知している業者を指定しています。テントやステージなどの仮設物を設置するイベントで利用する場合には、指定業者をご利用ください。
☐ 施設の鍵の管理	けやきひろば内の各施設の鍵は、事前に提出していただく作業申請書に基づき、ひろば警備室で貸与します。 貸与された鍵は紛失しないよう主催者側で厳重に管理・保管し、利用後は必ず施錠を確認した上で、ひろば警備室に返却してください。 なお、鍵の貸与・返却は利用日ごとになります。
☐ 作業員等の識別	けやきひろば利用期間中は、作業員も含めすべて識別証（腕章、IDカード等）を身に付けるなどの方法により、一般来場者との識別を図ってください。 なお、作成した識別証のサンプルは事前に当社担当者に提出ください。
☐ 作業の開始と終了	けやきひろばの利用期間中は、当社の担当者が立会います。 作業の開始時及び終了時は、必ず担当者に連絡を入れてください。 利用を許可した時間以外に作業を行うことは、トラブルの原因にもなりますので、絶対に行わないでください。
☐ 搬入・搬出経路の保護	けやきひろば床面を破損する恐れのある重量物を台車などで運搬する場合は、ひろば内の運搬経路すべてに、9～12mm程度のコンパネ等を必ず敷設してください。
☐ 機材等の搬出入方法	イベント機材等の搬出入は、原則、けやきひろばに設置されているカーリフト及び2号エレベーターを利用してください。 また、やむを得ず、けやきひろばの大階段等から搬出入を行う場合は、一般来場者の動線を確保するため、誘導員の配置し、必要に応じ柵やカラーコーンなどの設置をお願いします。 ※けやきひろば周辺の道路は、駐車禁止になっています。 特にけやきひろば南側（ローソン けやきひろば店側）は、道路幅も狭くバス等への交通障害となるだけでなく、車両や一般歩行者との接触による大事故にも繋がりますので、路上駐車および指定外のエレベーターによる搬出入は禁止とします。

☐ 展示・物販車両の搬入	けやきひろば内に展示や物販のために車両を搬入する場合は、以下の点に注意してください。 また、搬出入については、カーリフトの項目を確認してください。 ① ひろば内の移動は、手押し作業で行ってください（自走は禁止）。 ② 移動ルート及び設置場所には、必ずコンパネ等で養生してください。 ③ 車両タンク内のガソリンは必要最小限としてください。 ④ いたずらや危険防止のため、十分な安全措置を講じてください。								
☐ 荷捌き所の利用	カーリフト及び2号エレベーターを利用した搬出入は、原則、荷捌き1に駐車しての作業となりますが、利用にあたっては、以下の点に注意してください。 ① 高さ制限は、2.3m以下となります。 ② 搬入車両が多く、待機車両などで混雑が予測される場合は必ず誘導員を配置してください。 ③ 荷捌き所はイベント専用ではありませんので、荷降ろし作業終了後は速やかに一般の駐車スペースへ移動してください。 ④ 荷捌き所のみ利用であっても、駐車場料金は必要になります。								
☐ 一般来場者への配慮	屋根付き通路下及び点字ブロック周辺、さいたま新都心駅からNTT東日本ビルへの動線を必ず確保して下さい。 作業エリアや仮設物、資材、その他危険な場所（滑りやすい、段差がある等）をカラーコーンやトラバー、テープ、ブラ柵等で囲い、立入禁止表示を行ってください。（カラーコーンとトラバーは当施設でも50本程度の用意あります。） 重量物や高さのあるもの、長さのあるものについては、一般通行者の最優先を徹底の上、必ず2人以上での運搬を行ってください。 全体管理として作業員ではないマネージャー（監視員）を必ず置き、作業員の巡回、監視、指導を行ってください。 禁止事項を守らない、善良なる管理者の注意を怠ったと当社が判断した場合は、利用の中止を求めることがあり、その場合は、指示に従うようお願いします。 平日の通勤時間帯となる8時から9時の間、17時から18時の間での運搬作業は最小限度にとどめてください。								
☐ カーリフトの利用	カーリフトを利用する場合は、地下駐車場に入る必要があります。 また、利用にあたっては、地下駐車場の高さ制限（2.3m以下）及び以下の点に注意してください。 ① 車両に荷物を載せての搬入はしないでください。 ② カーリフトの操作は利用者側で行い、出店者等が操作することのないようにしてください。 ③ 操作時はカーリフト内に操作員を必ず常駐させ、操作員を除く他の人の昇降用としては利用しないでください。 ④ 操作時以外は、昇降口の操作ボックスの蓋を必ず閉め、必要以外に扉を開放したまま放置しないでください。 ⑤ 万一の事故や設備を破損させた場合は、利用者側に責任を負っていただきますので、十分な安全確認を行った上で利用してください。 【カーリフトの仕様】 <table border="1" data-bbox="584 1895 1407 2038"> <tr> <td>出入口寸法</td><td>2,000mm (W) × 2,100mm (H)</td></tr> <tr> <td>カゴ内寸</td><td>1,750mm (W) × 1,750mm (H) × 3,750mm (D)</td></tr> <tr> <td>最大積載重量</td><td>2,000kg（操作員を含む）</td></tr> <tr> <td>停止階</td><td>地下1階 ⇄ 2階 ※1階には止まりません。</td></tr> </table>	出入口寸法	2,000mm (W) × 2,100mm (H)	カゴ内寸	1,750mm (W) × 1,750mm (H) × 3,750mm (D)	最大積載重量	2,000kg（操作員を含む）	停止階	地下1階 ⇄ 2階 ※1階には止まりません。
出入口寸法	2,000mm (W) × 2,100mm (H)								
カゴ内寸	1,750mm (W) × 1,750mm (H) × 3,750mm (D)								
最大積載重量	2,000kg（操作員を含む）								
停止階	地下1階 ⇄ 2階 ※1階には止まりません。								

☐ 2号エレベーターの利用	作業員の移動や荷物の搬出入で、2号エレベーター（森のパビリオン南西側）を利用することができますが、以下の点に注意してください。 また、森のパビリオン北東側の1号エレベーター及びひろば東側入口の3号エレベーターは、一般来場者用のため、荷物等の搬出入には利用できませんので、主催者側から各関係者に周知徹底を図ってください。 ① 作業員の移動や荷物の搬出入に利用してください。 ② エレベーターは、けやきひろばレストラン&ショップの従業員も利用しますので、長時間の占有はしないでください。 ③ 万一の事故や設備を破損させた場合は、利用者側に責任を負っていただきますので、十分な安全確認を行った上で利用してください。 【2号エレベーターの仕様】 <table border="1" data-bbox="584 640 1410 824"> <tr> <td>出入口寸法</td> <td>800mm (W) × 2,100mm (H)</td> </tr> <tr> <td>カゴ内寸</td> <td>1,400mm (W) × 2,100mm (H) × 1,350mm (D)</td> </tr> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>750kg (11人乗り)</td> </tr> <tr> <td>停止階</td> <td>地下1階 ⇄ 1階 ⇄ 2階</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0:00～6:00の時間帯は運転を停止しています。</td> </tr> </table>	出入口寸法	800mm (W) × 2,100mm (H)	カゴ内寸	1,400mm (W) × 2,100mm (H) × 1,350mm (D)	最大積載重量	750kg (11人乗り)	停止階	地下1階 ⇄ 1階 ⇄ 2階	その他	0:00～6:00の時間帯は運転を停止しています。
出入口寸法	800mm (W) × 2,100mm (H)										
カゴ内寸	1,400mm (W) × 2,100mm (H) × 1,350mm (D)										
最大積載重量	750kg (11人乗り)										
停止階	地下1階 ⇄ 1階 ⇄ 2階										
その他	0:00～6:00の時間帯は運転を停止しています。										
☐ 利用後の現場確認	けやきひろばの利用が終わった後は、日時を調整の上、主催者と当社担当で利用箇所及び利用備品の確認を行います。 確認時において、現状復帰が不十分な箇所や既存施設の破損などが認められた場合は、主催者側の責任において再度、原状復帰や弁償をしていただきます。 また、利用箇所は飲食有無に関わらず、必ず当社指定の清掃業者による原状復帰清掃（有料）を実施いたしますので、ご了承ください。										
☐ けやきひろば備品の利用	けやきひろばには、有料で利用できる貸出用の備品（13ページ参照）と無料で使用できる（カゴ付き台車）があります。 利用する場合は、以下の点に留意し、適切に利用してください。 ① 備品の移動、設置及び返却は、主催者側に行っていただきます。 ② 利用する備品は大切に扱い、利用後は清掃してから元の場所に返却してください。 清掃が不十分な場合は、再度主催者側に清掃していただきます。 ③ 不適切な利用方法により、備品を破損・汚損した場合は、実費弁償をしていただきます。 また、備品の破損や汚損を確認した場合は、必ず当社担当者まで報告してください。										

■ 開催時の対応

☐ 本部・案内所の設置	けやきひろば利用期間中は、会場内に本部及び案内所の設置をお願いします。本部及び案内所は、主催者が責任を持って運営するとともに、責任者や担当者を必ず常駐させ、以下の業務を行ってください。 また、事故やトラブルが発生した場合は、主催者で対応し、速やかに当社担当者に報告してください。 ① 来場者の案内業務 ② 運営スタッフ、関係者に対する指示・指導 ③ トラブル、事故、苦情に対する対応業務 ④ 関係者、来場者の迷惑行為に対する注意・指導 ⑤ 迷子対応業務 ⑥ 遺失物・拾得物の対応 ※ ⑤及び⑥の業務については、第一次的に本部で対応し、その後、主催者側から、2階の新都心交番に届け出てください。				
☐ 救急・救護所の設置	イベント開催時は、主催者側において救急・救護所を必ず設置し、怪我人や急病人が発生した場合に備えてください。 実際に怪我人等が発生した場合には、救急・救護所で対応の後、必ず当社担当者に報告してください。 なお、怪我人等の状況により、救急車の手配を要する場合は、原則当社から要請を行いますので、速やかに当社担当者に依頼してください。 また、けやきひろばは、通路としての機能を併せ持った公共空間です。万一、イベントに関係ない通行人に急病が発症するなどの緊急事案の発生を認知した場合には、速やかに当社担当者（防災センター）に通報をお願いします。				
☐ 運営時の一般通行者への配慮	点字ブロックをふさぐことのないよう計画を立ててください。 お客様列などで一時的に点字ブロックがふさがれてしまう場合は、速やかに障がい者動線を確保してください。 通行者動線（新都心駅から北与野駅またはさいたまスーパーアリーナへ。けやきひろば1階エリアへのエスカレーター・エレベーター及び3階エリアへのエレベーター。非常階段出入口）を必ず確保してください。 デッキ・周辺施設での飲食行為や待機行為は禁止となりますので、ご来場のお客様への周知・徹底のほど宜しくお願い致します。				
☐ 音量の制限	けやきひろばを使用する際の音量は、『さいたま市生活環境の保全に関する条例』で定められている敷地境界における規制基準を厳守し、ステージの設置場所やスピーカー向きなどにも注意してください。 なお、9：00以前、及び20：00以降の演奏、歌唱、合唱及び拡声器の使用は禁止します。 【音量の制限】 <table border="1" data-bbox="584 1632 1254 1706"> <tr> <td>9：00～19：00まで</td> <td>65 d B以内</td> </tr> <tr> <td>19：00～20：00まで</td> <td>60 d B以内</td> </tr> </table> ※2階面及び1階プラザの全ての区域が音量制限の対象です。 音量は、観客の歓声も含めた数値です。	9：00～19：00まで	65 d B以内	19：00～20：00まで	60 d B以内
9：00～19：00まで	65 d B以内				
19：00～20：00まで	60 d B以内				
☐ ワイヤレスマイク及び無線機の利用	ワイヤレスマイク（B帯）及び無線機を利用する場合は、さいたまスーパーアリーナのイベント利用との混線を避けるため、指定したバンド帯・チャンネルを利用させていただきます。必ず事前に当社担当者に相談してください。 なお、アリーナイベントの状況等によっては、ご利用いただけない場合もありますので、その際は、ご了承ください。				

☐ 禁煙の徹底	けやきひろばでは、2階面の2か所に設置された喫煙コーナー及び1階喫煙所以外は禁煙となっています。 指定場所以外で喫煙しないよう、主催者から関係者及び来場者に周知徹底を図ってください。
☐ 法令に基づく申請	イベントの規模や内容などにより、法令に基づく申請や届出が必要な場合があります。 消防、警察、保健所など所管する各官公庁に確認の上、けやきひろば利用開始日の2週間前までに、手続きを済ませてください。 また、提出した各種申請・届出書がある場合は、提出物と同じ書類を当社担当者に提出してください。
☐ 飲食物の調理・販売 露店での火気使用	けやきひろば内で、飲食物の調理・販売を行う場合は、事前にさいたま市保健所（※1）あてに問合せを行い、必要な指示・指導に基づき、届出または許可等、必要な手続きを行ってください。また、露店等で火気を使用する場合は、さいたま市中央消防署（※2）あて、露店の開設届を提出する必要があります（電子申請可）。 なお、実施にあたっては、飲食に関する衛生法規及びさいたま市火災予防条例を順守し、以下の点にも留意してください。 ① 保健所に提出した届出や許可書等と同じ書類を当社担当者に提出してください。 ② 各店舗には、必ず食品衛生責任者の資格を有する者を常駐させてください。 ③ 必ず生産物賠償責任保険に加入してください。 ④ 販売する食品は加熱調理したものとし、刺身等の生ものは取り扱わないでください。 ⑤ 主催者・出店者は、食品提供のリスクと責任を認識し、事故発生時の対応者や対応方法を決めておいてください。 ⑥ P26「露店の開設時のチェック表」をはじめ、さいたま市中央消防署の指導に従って、出店管理を行って下さい。
☐ 演出・パフォーマンスでの火気使用	① 店舗や通路に囲まれている1階商業施設内及び駐車場となっている地下階での演出・パフォーマンスにおける火気の取り扱いは禁止とさせていただきます。 ② 2階ひろば面となる屋外での火気の取り扱いについても、樹木に囲まれている点、風が強く吹く立地である点、人の往来が多い点から原則禁止といたします。ただし、演出やパフォーマンスの性格上、火気を取り扱う必要性が高く、かつ、安全性が高いと認められる場合については、さいたま市中央消防署に事前相談の上、その指導に沿った対応ができると判断した場合のみ、例外的に認めることがあります。
☐ 臨時広告	スポンサー企業及び出店者等による看板、横断幕、のぼり等の旗類広告及びサンプリング商品の配布などの商業広告は、臨時広告となり掲出料が必要となる場合があります。 掲出物の内容及び配布部数などを確認の上、事前に当社担当者に相談してください。

※1 さいたま市 保健衛生局 保健所 食品衛生課
住所：〒338-0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 7-5-12
TEL：048-840-2226／FAX：048-840-2232

※2 さいたま市 中央消防署 管理指導課
住所：〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目 13 番 10 号
電話：048-857-8493／FAX：048-857-8473

■ 安全対策

☐ けやきひろば利用に係る安全対策	けやきひろば利用期間における会場内で起きた事故・盗難・トラブルなどは、主催者側で責任を持って対応していただきます。 施設側では責任を負いかねますので、一般来場者にも配慮し、問題が生じないよう必要な対策を講じてください。 なお、一般来場者の入場を制限するような行為はできません。
☐ 動線の確保	テントなどの仮設物の設置や資材等を保管する際は、雑踏事故の回避及び緊急時における避難動線の確保のため、以下の点に留意してください。 ① 行き止まりや避難に時間を要するような設置をしないでください。 ② 扉や階段、点字ブロックを塞ぐなど、利用を妨げるような設置はしないでください。 なお、出展ブースなどの待機列で通路等を塞ぐ恐れがある場合は、誘導員を配置するなど、動線を確保する対策を講じてください。 ③ レストラン&ショップへの移動通路や看板の設置を妨げるような配置はしないでください。 ④ ケーブル類による通路上への配線敷設は極力避けてください。 止むを得ず配線を敷設する場合は、ケーブルマットや粘着力の弱い養生テープで覆い固定するなど、必ず安全対策を講じてください。
☐ 強風時の対策	けやきひろばの2階面は、屋外の公共空間で、近隣に高層建築物が多く、その立地条件から、利用期間中に強風・突風が吹く場合があります。 風を受け、テントなどの仮設物の倒壊やコンパネ資材等が飛散した場合、事故による怪我や施設等の破損にも繋がります。 責任は主催者側になりますので、中止の判断基準も含め、事前に十分な対策を講じてください。 イベント実施期間（設営開始から撤去終了まで）は、常に対応できるような体制を整えてください。 特に、日除けテント等脆弱な仮設物は設置しないでください。
☐ 雨天時の対策	雨天時における作業及び開催の判断、一般来場者等への告知は、主催者側で対応していただきます。 施設側に実施の問合せが入ることのないよう、来場者等に対する周知方法などの対策・体制を検討してください。 また、雨天時でも実施する場合は、施設の汚損や資材等が散乱することがないよう対策を講じてください。
☐ 来場者等の整理及び防犯対策	けやきひろば利用期間中における会場内の整理や防犯対策は、主催者側に責任を持って実施していただきます。 一般来場者の動線確保や誘導、観客等の整理、会場内の巡回など、必要に応じて誘導員や警備員を配置し、事故やトラブルなどが生じないよう心掛けてください。 また、スリや置きなどの被害が発生していますので、主催者側からも関係者や来場者に注意を呼び掛けてください。
☐ 夜間の警備	夜間、けやきひろば内にステージ、テントなどの仮設物や出店者の機材などを残した状態にしておく場合は、一般来場者等が容易に立ち入ることができないよう対策を講じるとともに、強風等による仮設物の破損や盗難を防止するため、必ず警備員を配置してください。 なお、仮設物の破損や盗難は昼夜を問わず、当社では責任を負いかねますので、主催者側の責任において対応していただきます。
☐ 保険の加入	けやきひろば利用期間中に会場内で発生した事故や怪我、施設の破損や備品の盗難、販売・提供した飲食物による事故など、すべて主催者側の責任において対応していただきます。

	イベント開催に伴う多種多様なリスクを回避するためにも、必要に応じて各種保険に加入してください。 また、当社でも保険代理店業務を行っていますので、加入を希望される場合は、当社担当者に相談してください。
--	---

■ 駐車場の利用

☐ 駐車場の利用	イベント関係車両の駐車場としても利用は可能ですが、利用にあたっては、以下の点に注意してください。 ① 一般車両と同様に有料となります。 ② 駐車場は一般に開放しているため、さいたまスーパーアリーナでの開催イベントの状況によっては、混雑する場合があります。 ③ 予約等で駐車場を確保することはできません。 ④ 関係車両による場内での事故・盗難などのトラブルは、当社では責任を負いかねますので、主催者側で対応してください。 ⑤ 駐車券の発行が必要な場合は、利用日の1週間前までに当社担当者あてお申込みください。 なお、申込みされた駐車券の払い戻しは行っておりません。 【利用案内】 <table border="1"> <tr> <td>利用可能時間</td><td>0:00 ~ 24:00</td></tr> <tr> <td>利用料金</td><td>1 時間 400円（以降、30分ごとに200円） 1 日最大料金 2,200円（7:00~24:00の間に限る。）</td></tr> <tr> <td>利用可能台数</td><td>290台</td></tr> <tr> <td>駐車禁止場所</td><td> ・カーリフト前の駐車禁止場所 ・当社の管理エリア ・定期貸車両駐車エリア </td></tr> </table>	利用可能時間	0:00 ~ 24:00	利用料金	1 時間 400円（以降、30分ごとに200円） 1 日最大料金 2,200円（7:00~24:00の間に限る。）	利用可能台数	290台	駐車禁止場所	・カーリフト前の駐車禁止場所 ・当社の管理エリア ・定期貸車両駐車エリア
利用可能時間	0:00 ~ 24:00								
利用料金	1 時間 400円（以降、30分ごとに200円） 1 日最大料金 2,200円（7:00~24:00の間に限る。）								
利用可能台数	290台								
駐車禁止場所	・カーリフト前の駐車禁止場所 ・当社の管理エリア ・定期貸車両駐車エリア								
☐ 駐車場の安全確保	駐車場の利用の際、搬出入車両が集中するなど混雑が予測される場合には、主催者側で出入口及び場内各所に誘導員を配置してください。 また、駐車場の出入口及び場内はすべて一方通行となりますので、十分な安全の確認をお願いします。								

■ 電気・ガス・発電機の利用

☐ コンセントボックスの利用	けやきひろば内に設置されているコンセントボックスから電気を利用することができます。（手引き16ページを参照） また、ドラムリールや延長コード等を利用される場合は、9ページの「動線の確保」の項目にもご注意ください。
☐ 電源工事	電気の利用でコンセントボックスの容量制限を超える場合は、けやきひろば内に設置されている分電盤からの引き込み工事が必要となります。 電源工事は、主催者側で対応していただきますが、必ず資格を有する方が行ってください。 なお、当社指定の電気工事会社もご紹介できますので、希望される場合は、お申し出ください。 ① 電気配線図及び工事を担当する方の電気主任技術者証の写しを弊社まで、事前に提出してください。 ② 工事終了後、利用する分電盤に工事担当者の氏名、連絡先を掲出してください。

□ プロパン（LP）ガスボンベの手配・管理	下記（参考部分）などの法令を遵守ください。 けやきひろばでのプロパン(LP)ガスの使用にあたり、法令遵守のためにプロパン（LP）ガスボンベの運搬や管理については、原則として、主催者が有資格者の在籍するLP ガス販売所、LP ガス販売所と提携するイベント会社等に手配の上、実施ください。 従って、出店者個人のプロパン（LP）ガスボンベ持込は、原則として禁止とします。 記 （参考部分）＜抜粋＞ 液化石油ガス保安規則 第四十九条 （その他の場合における移動に係る技術上の基準等） 一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。 一の二 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に表示された年月から十五年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。 二 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。 三 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。 四 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。 五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。 六 充填容器等は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充填容器等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。 七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第二条 （資格者の数） 第二条 三 □ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること 以上
------------------------------	--

□ 発電機の利用	けやきひろば内では、原則発電機の利用を認めておりません。 けやきひろば全体の電気容量制限を超えるなど、止むを得ない場合に利用を認めることもあります。事前に当社の許可を得てください。 また、当社の許可を受けて利用される場合は、以下の点を守り、細心の注意を払って利用してください。 ① 事前に会場に発電機仕様、設置箇所、日ごとの軽油使用量を必ず提出してください。 ② 発電機の持ち込み及び利用は、主催者側で一括管理してください。各出店者による個別の持ち込みは禁止とします。 ③ テント内に発電機を取り込んで設置しないでください。 ④ 発電機の周辺には適切な空地を設け、容易に人が立ち入れない環境を必ず整備してください。来場者等が安易に立ち入ることのできない様、空地周辺に柵を設置してください。 ⑤ 本番中の燃料補充は原則行わず、止むを得ず補充する必要がある場合には、必ずエンジンを止め、火元や来場者から離れた場所で行ってください。 ⑥ 燃料を保管する場合は、必要最小限の量を消防法令に適合した金属製の高性能容器で保管し、来場者等の目に触れる場所には置かないでください。 ⑦ 発電機1台につき、必ず消火器1本を側に置いてください。 ⑧ 発電機周辺は空地とし、可燃物は絶対に保管しないでください。
-----------------	--

■ 給排水の利用

□ 給排水の利用	けやきひろば内で給排水を行う場合は、必ずグリストラップ装置（油水分離阻集器）を有するシンクを利用し、けやきひろば内に設置された給排水ユニットに接続していただきます。（17ページを参照） けやきひろばでは、雨水循環システムを採用し、雨水をけやきの木の灌水として利用しています。グレーチング、けやきの木の根元や囲い、それ以外の場所に油分を含む汚水や生ゴミなどを排水した場合、システムの故障や植栽への影響など施設に甚大な被害が生じる恐れがあるので、絶対に行わないでください。 なお、施設に被害が生じた場合には、主催者側の費用で原状復帰を行っていただきます。
□ 給排水ユニット	けやきひろば内の給排水ユニットは、場所により床埋込式と壁埋込式のタイプがあります。 床埋込式ユニットは上部の蓋を取り除いて利用しますが、蓋を開けると約60cm四方の開口部が開きますので、特に床埋込式のユニットの場合には、以下の点に注意してください。 ① 来場者の転落防止のため、開口部や仮設の蓋、ユニット周辺を柵で囲うなどの安全対策をとるとともに、来場者への注意喚起を徹底してください。 ② 露出配管への躓き防止対策をとってください。 ③ ユニット内の排水口にはトラップ付きとトラップなしがあるので、器具の状況に応じ、正しく接続してください。

■ 調理機器の利用

□ バーベキューコンロ等の利用	けやきひろば内で、炭などの燃料を使用して調理等する場合は、床面を養生し、以下の点に留意し、細心の注意を払ってください。 ① 通路側に設置する場合は、来場者に十分注意するとともに、器具から火がはみ出るような危険な利用はやめてください。
------------------------	---

	② 火災の防止と備品・施設の保護のため、コンロの下には耐熱ボード等を必ず設置してください。 ③ 必ず消火器を設置するとともに、火元の側に燃えやすい物を絶対に置かないでください。 ④ 熱を持った炭などの燃料を直接施設の床面に放置する行為や燃料が落ちることのないような対策を講じてください。 また、利用済み燃料の燃殻などは、必ずお持ち帰りください。
□ プロパン（LP）ガスの利用	けやきひろば内で、火気器具とガスを利用して調理等する場合は、有資格者の在籍するLPガス販売店の指示に従ってください。また、利用中は、特に以下の点に留意し、細心の注意を払ってください。 ① 火災の防止と備品・施設の保護のため、火気器具の下には耐熱ボード等を必ず設置してください。 ② テント内には必ず消火器を設置するとともに、火元の側に燃えやすい物を絶対に置かないでください。 ③ ガスボンベと火気器具を接続する場合は、ホース間の継ぎ足しは行わないでください。また、原則として、1対1の接続とし、接続部分は固定バンドを利用してください。 ④ ガスボンベは、ロープや鎖などで柱にくくりつけるなどして、必ず転倒防止対策を講じてください。 ⑤ ガスボンベは、直射日光や火気から2m未満の範囲、通路側の設置を避け、周辺温度が40℃を超えないよう注意してください。 また、平らで、風通しの良い場所に設置ください。 ⑥ 使用前には、容器、調整器、ヒューズコック、ゴムホース、コンロ等の接続部分の点検を行い、接続不良やゆるみ等がないように確実に取り付けてください。また、ゴムホースは、器具と接続部分をホースバンドで締め付けるほか、ひび割れや焼け焦げなどがあるとガス漏れを起こすおそれがありますので、早めに交換ください。 ⑦ 使用後及びゴムホースなどを取り外す時は、容器のバルブが完全に閉まっていることを確認してください。 ⑧ ガス臭いと感じたら、コンロ等使用している火気を全て消し、直ぐにLPガス容器のバルブを閉めて（右回しです）ください。周囲の人に火気厳禁を呼び掛け、主催者・会場と連携して、LPガス販売店や消防署に連絡の上、指示に従ってください。
□ テント内での留意事項	テントの中は、整理整頓に努め、避難動線を確保してください。 なお、危険物と可燃物については、別紙「露店等の開設に伴うチェック表」に基づき、適切に取扱ってください。

■ 環境衛生

□ 会場内の清掃及びゴミ処理	イベント中、場内及び出店ブースにゴミを放置することは、衛生面の問題だけでなく、事故などにも繋がりますので、清掃及び整理整頓に心掛けてください。 また、会場内で発生したゴミは、すべて主催者側に持ち帰っていただきますので、施設側の既設のゴミ箱や会場内に廃棄しないでください。 なお、主催者側で持ち帰りが困難な場合は、施設側の処理業者を紹介いたしますので、当社担当者まで相談してください。 ※ イベント内容によっては、既設のゴミ箱や灰皿などを撤去する場合があります。その際は、主催者側にて設置してください。
----------------	--

けやきひろばに係る各種料金表

	項 目	貸出数	単 位	単価(税込)	備 考
1	行政財産使用料		1㎡/日	76円	埼玉県に納付することになります。(毎年4月、変更する可能性あり)
2	技術管理料(継続イベント及び新規イベントで6時間以内の単日利用の場合)		1イベント	22,000円	催事準備・進行に係る打合せ、相談及び指導料
3	技術管理料(新規イベントで6時間を超える単日利用及び連続2日以上利用の場合)		1イベント	55,000円	催事準備・進行に係る打合せ、相談及び指導料
4	特別技術管理料		1イベント	55,000円	会場装飾・設営業務を指定業者以外に行わせる場合の工程調整、相談及び指導料
5	立会い管理料(電気料込み)		1時間	3,300円	当社立会いに係る費用(7:00~23:00間)
6	立会い管理料(電気未使用)		1時間	2,750円	当社立会いに係る費用(7:00~23:00間)
7	延長管理料		1時間	11,000円	当社立会いに係る費用(～7:00、23:00～の時間帯、音量制限に留意しながら実施。)
8	ウエイト(20kg)	60個	1個/日	330円	単独使用の場合
9	テーブル	50台	1台/日	550円	1,800mm(W) × 600mm(D) × 700mm(H)
10	パイプイス	200脚	1脚/日	110円	
11	チャシラック	1台	1台/日	1,100円	
12	コードリール(延長コード)	3台	1台/日	550円	
13	プラスチック柵	40台	1台/日	330円	1,500mm(W)
14	カラーコーン・バー	50本	1本/日	110円	
15	消火器	10台	1台/日	550円	
16	控室使用料(大部屋・小部屋)	2部屋	2部屋/日	16,500円	大部屋 48㎡、小部屋 24㎡
17	控室使用料(大部屋)	1部屋	1部屋/日	11,000円	※ 小部屋のための貸出は行っておりません。
18	給排水設備 設置・撤去料金		1工外/日	55,000円	グリストラップ清掃料込み
19	給排水設備 備品使用料	2ユニット	1工外/日	4,400円	
20	水道料金		1時間	550円	給排水設備の設置から撤去までの時間
21	原状復帰清掃(飲食あり想定)			220,000円より	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。金額は変動します。
22	会場巡回清掃業務			別途御見積	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。
23	廃棄物処理料			別途御見積	持ち帰る場合は発生しません。
24	イベント用臨時ゴミ箱レンタル			別途御見積	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。
25	当館指定のゴミ袋		70ℓ	600円	当館でゴミを処理する場合、出店者に配付する指定袋です。

※継続イベントとは、けやきひろばを利用して前年度に実施した実績があり、概ね同様の内容で実施するイベントです。(前年度以前に実施したことがあるイベントは、新規イベントとして扱います。)

なお、前年度に実施したイベントで利用内容が変更となる場合は、その内容により判断いたします。

※特別技術管理料は、会場装飾・設営業務を指定業者以外に行わせる場合に必ずお支払いいただくものです。

※立会い管理料は、けやきひろばをご利用になる場合は、必ずお支払いいただくものです。

なお、算出の基準となる時間は、イベントの開催時間だけでなく設営・撤去の時間も含まれます。

※テントは原則として持込としてください。なお、必ず天候急変に備え、テントを含めた仮設物の安全管理について適切に対応できる体制を構築していただきます。

なお、2階での単日利用や、1階プラザでの複数日利用の場合、当館テントをお貸出しすることも可能なので、別途ご相談ください。

※上記 21～25については、イベント内容(日時、出店数、出店内容、来場想定者数、利用面積)により変動するため、原状復帰清掃を除き、全て別途御見積としています。

当社経由で当館指定の環境衛生業務事業者に御見積をご依頼ください。

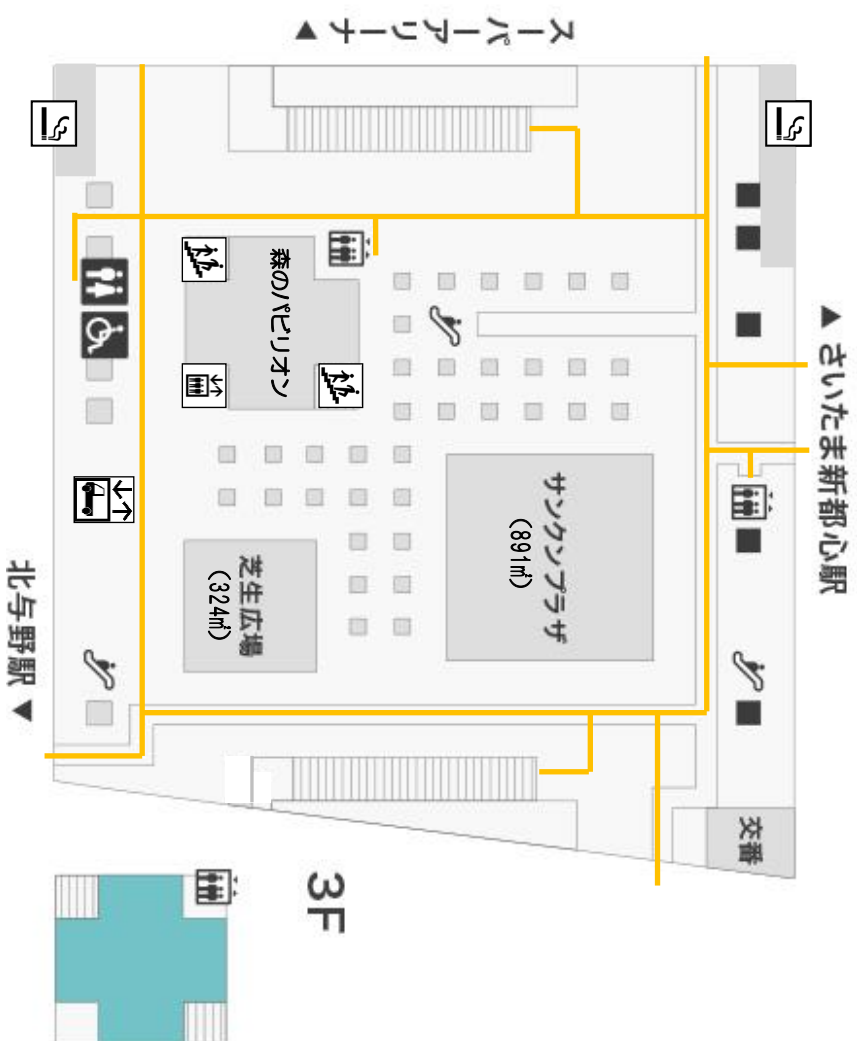
※芝生広場は、破汚損の原因となる行為や火気を伴う調理行為は禁止となっています。また、床面に汚れがしみこむことを防ぐために、他の場所以上に床養生を強化ください。重量物を設置する場合は必ずコンパネで荷重分散措置を施してください。

けやきひろば施設概要

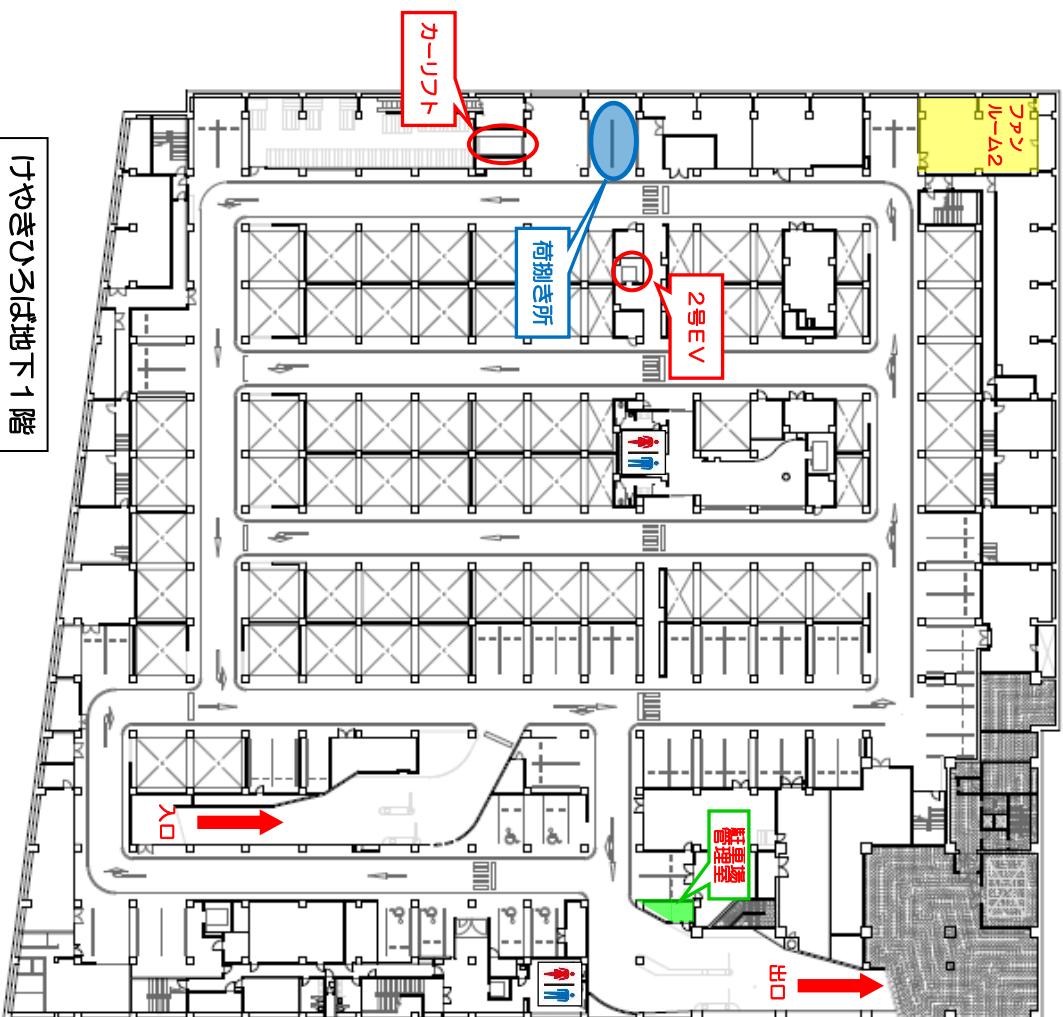
けやきひろば1階



けやきひろば2階

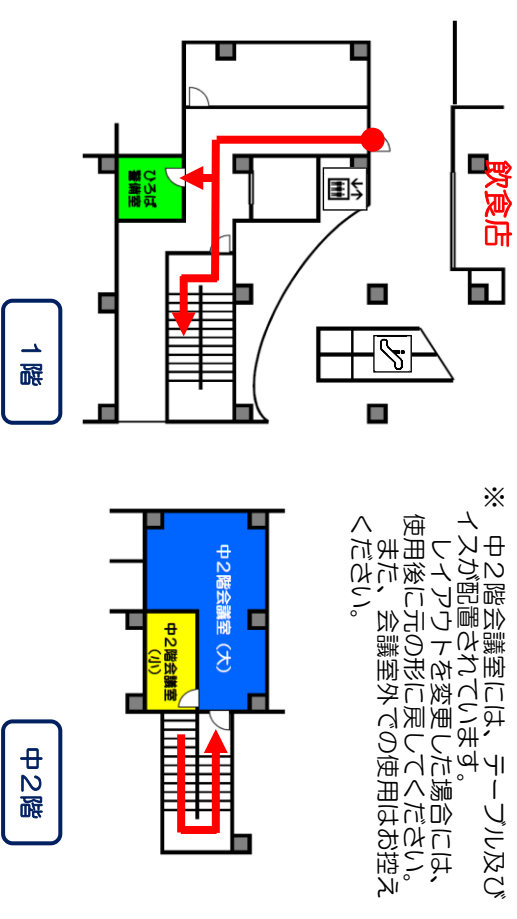


けやきひろば施設概要



けやきひろば地下1階

ひろば警備室・中2階会議室



※ 中2階会議室には、テーブル及びイスが配置されています。
レイアウトを変更した場合には、使用後に元の形に戻してください。
また、会議室外での使用は控えください。

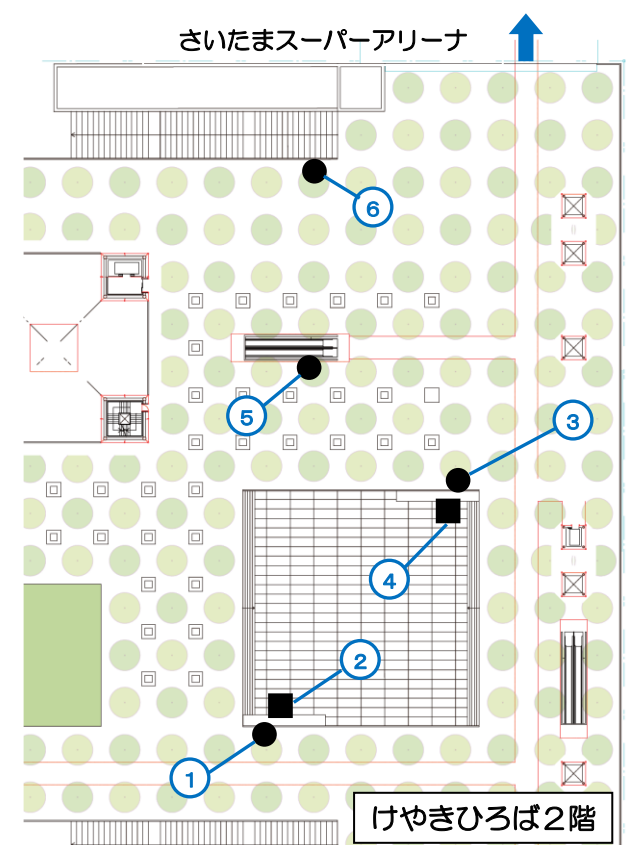
けやきひろば Display Boardのご案内

けやきひろば 1階プラザには、写真、絵画、書道、その他アート作品などが展示できる Display Board が設置されています。

利用を希望される場合は、(株) さいたまアリーナ総務課に、ご連絡ください。

- 貸出数 8面 (1面：横1189mm×縦841mm×厚み22mm×4枚)
※ 広告チラシ、ポスター等は掲出できません。
- 貸出期間 木曜日から翌週水曜日までの週単位 (最長4週間)
- 管理料 税込2,200円/週 (1面) ※ 前納
- 申込受付 3か月前から受付

けやきひろば給排水ユニット配置図及び流し台接続方法

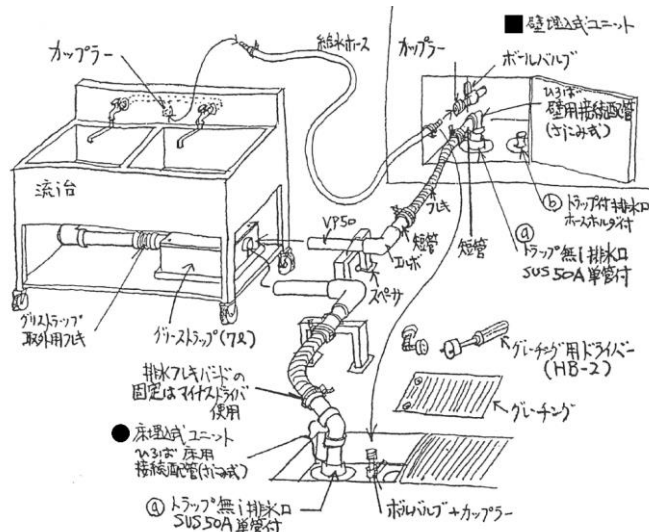


— 凡例 —

- : 床埋込式給排水サブライユニット (給水13Φカップラー×2、排水50Φ×2)
- : 壁埋込式給排水サブライユニット (給水13Φカップラー×2、排水50Φ×2)

◇ 標準的ユニット接続方法 (流し台)

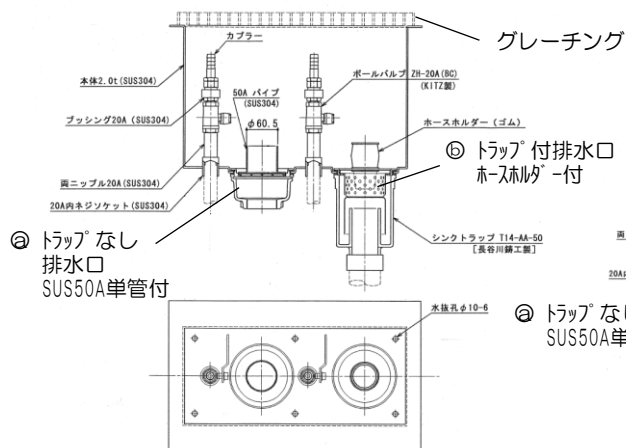
※ 使い方によって使用する付属品 (フレキ、VP、ホース等) が異なります。



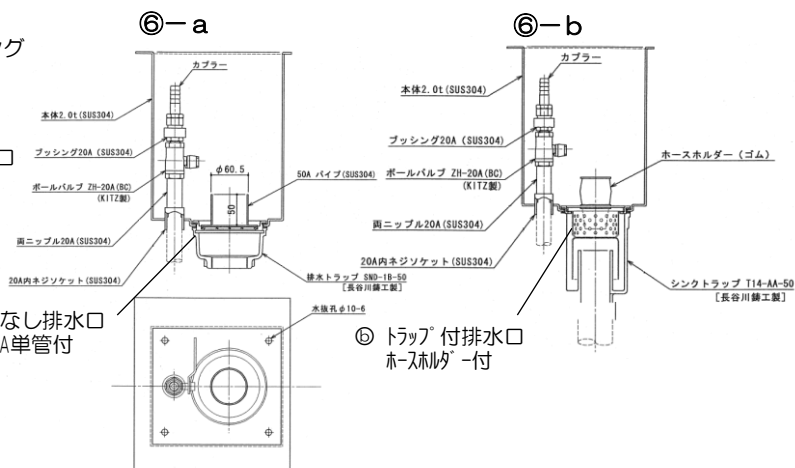
☆ 流し台使用時の注意事項

- * グレーチング蓋取外し用ドライバーや壁ユニット扉の鍵は、ひろば警備室で貸出を受けてください。
- * ひろばでの上水給水量は最大約30L/分程度となります。(蛇口4カ所同時)
- * 付属品の塩ビ管接続時には、接着剤を使用せず、ビニールテープを使用してください。
- * 排水ユニットは、⑥のトラップなしの排水口に接続するが、2台目を④に接続する必要がある場合には、ホースホルダーとトラップ上側を外して、塩ビ接続管を差込んで使用してください。

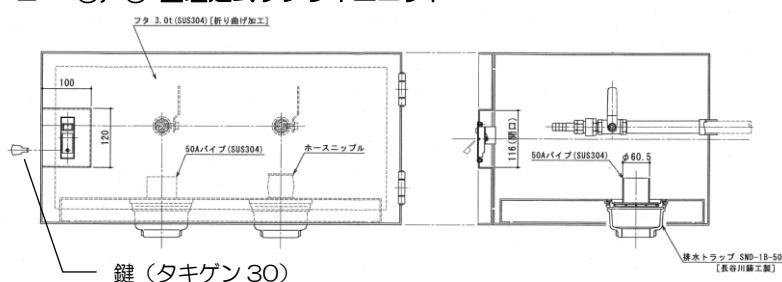
● - ①, ③, ⑤ 床埋込式サブライユニット



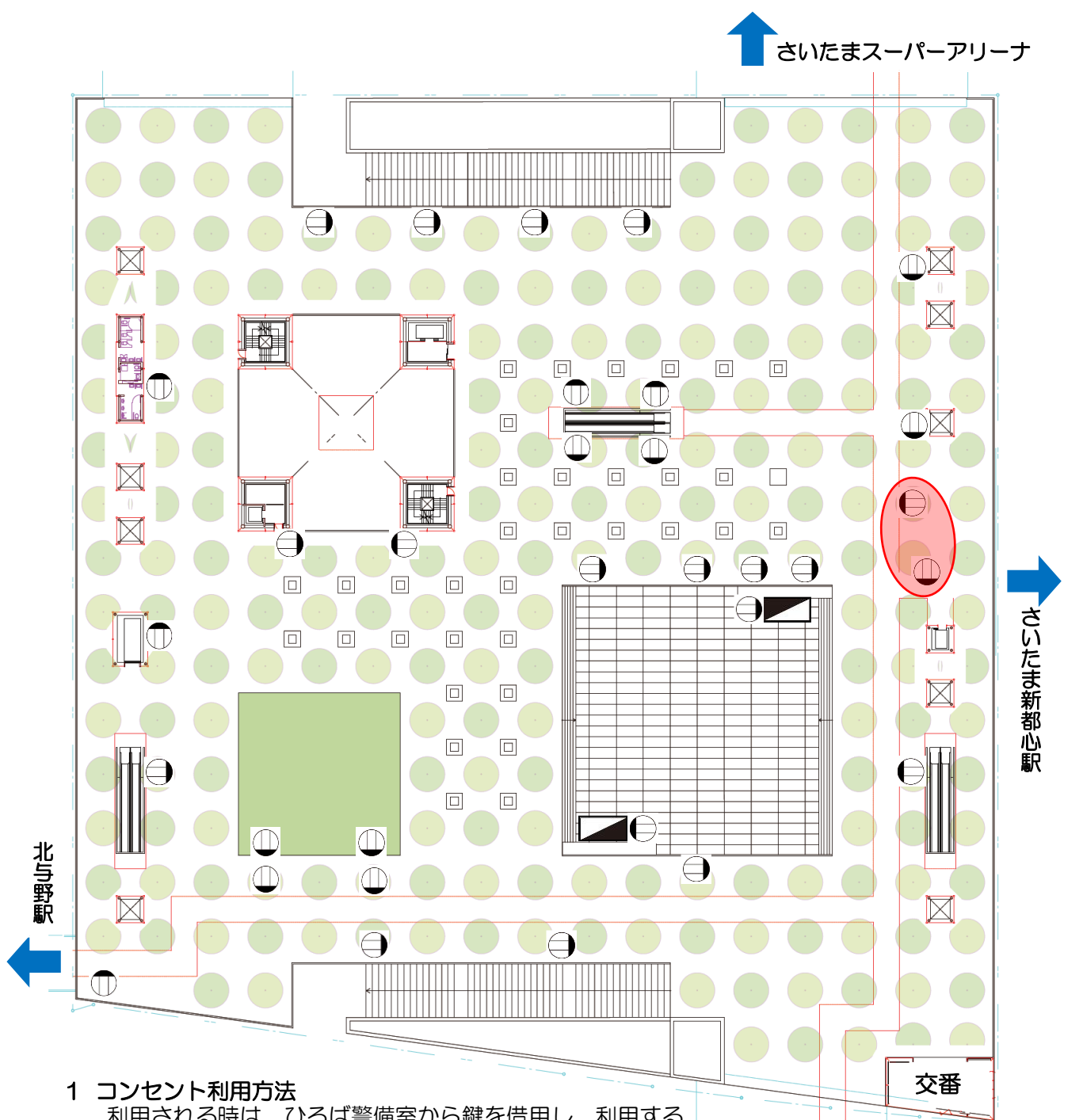
● - ⑥ 床埋込式サブライユニット (分割ピット)



■ - ②, ④ 壁埋込式サブライユニット



けやきひろばイベント用コンセント配置図



1 コンセント利用方法

利用される時は、ひろば警備室から鍵を借用し、利用するコンセントボックスを開錠してから使用してください。
(コンセントの鍵付蓋は、常閉にしています。)

2 通電方法

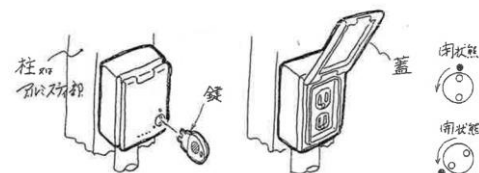
常時通電しています。コンセント差込口で100Vを確認してください。

3 コンセント許容電流 (A)

各コンセントは、最大15Aまでとなります。(●は、2か所合計で15Aまでとなります。)
電化製品を複数利用される場合は、各機器の電気使用量を必ず確認し、許容電流を超えないようにしてください。

4 その他

- 各コンセントから利用場所までの配線(延長コードリール等)は、利用者側で準備してください。
- 異常が発生した場合は、当社担当者に連絡をしてください。



けやきひろば利用申込書

以下のとおり、けやきひろばの利用を申し込みます。
また、利用に当たり、けやきひろばご利用の手引き及び株式会社さいたまアリーナの指示を遵守することを誓約し、裏面の反社会勢力でないことを表明・確約します。
なお、上記に反したことでイベントが中止となった場合及び天候などの外的要因で、主催者に損害が生じても、利用料金の返還は求めません。

申込日：年 月 日（ ）

主催者名：印

責任者名：印

住 所 〒

連絡先：

イベント名		
開催日時	(年 月 日 () ~ 年 月 日 () (時 分) ~ (時 分))	飲 食 の 出 展 有り(保健所への届出 済 ・未) 無し
設 営 日 時	(年 月 日 () ~ 年 月 日 () (時 分) ~ (時 分))	火 気 の 使 用 有り(消火器の用意 済 ・未) 無し
撤 去 日 時	(年 月 日 () ~ 年 月 日 () (時 分) ~ (時 分))	ワイヤレスマイク 使用する(チャンネル確認 済 ・未) 使用しない
配 布 物	有り(内容：) 無し	電源・シンクの使用 有り(電源(V) ・シンク) 無し

	項 目	単 位	料金 (税込)	貸出希望数 (日・時)	
1	行政財産使用料(埼玉県に納付)	m ² ／日	76 円	m ² ／ 日間 (毎年4月に変更する可能性あり)	
2	技術管理料(継続イベント及び新規イベントで6時間以内の単日利用の場合)	1イベント	22,000 円	要	
3	技術管理料(新規イベントで6時間を超える単日利用及び連続2日以上利用の場合)	1イベント	55,000 円		
4	特別技術管理料	1イベント	55,000 円	会場装飾・設營業務を指定業者以外に行わせる場合は要	
5	立会い管理料(電気料込み)	1時間	3,300 円	:	～ :
6	立会い管理料(電気未使用)	1時間	2,750 円	:	～ :
7	延長管理料	1時間	11,000 円	:	～ :
8	ウエイト(20kg)	1個/日	330 円	個/	日間
9	テーブル	1台/日	550 円	台/	日間
10	パイプイス	1脚/日	110 円	脚/	日間
11	チラシラック	1台/日	1,100 円	台/	日間
12	コードリール(延長コード)	1台/日	550 円	台/	日間
13	プラスチック柵	1台/日	330 円	台/	日間
14	カラーコーン・パー	1本/日	110 円	本/	日間
15	消火器	1台/日	550 円	台/	日間
16	控室使用料(大・小)	2部屋/日	16,500 円	日間	
17	控室使用料(大)	1部屋/日	11,000 円	日間	
18	給排水設備 設置・撤去料金	1ユニット	55,000 円	ユニット	
19	給排水設備 備品使用料	1ユニット/日	4,400 円	ユニット/	日間
20	水道料金	1時間	550 円	:	～ :
21	現状復帰清掃(飲食あり想定)	1イベント	220,000円から	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。 金額は変動します。	
22	会場巡回清掃業務	1イベント	別途御見積	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。	
23	廃棄物処理料	1イベント	別途御見積	持ち帰る場合は発生しません。	
24	イベント用臨時ゴミ箱レンタル	1イベント	別途御見積	飲食を伴うイベント開催時は必ず実施します。	
25	当館指定のゴミ袋	70ℓ	600 円	袋	

※「けやきひろば利用申込書」及びイベント概要等資料をイベント開催日の3週間前までにご持参ください。
イベント概要に基づき打合せを行います。
※上記21~25については、イベント内容(日時、出店数、出店内容、来場想定者数、利用面積)により変動するため、
現状復帰清掃を除き、全て別途御見積としています。
当社経由で当館指定の環境衛生業務事業者にご依頼ください。
※けやきひろば利用に係る料金をイベント開催日の1週間前までにお支払いいただきます。
お支払いがない場合は、「けやきひろば」の使用ができませんので、ご注意ください。
※けやきひろばの利用をお申込みいただいた後であっても、ご利用をお断りさせていただく場合がございますので、
予めご了承ください。
また、けやきひろばをご利用いただけなくなった場合の補償については、弊社では一切応じられませんので、
予めご承知のうえ、お申込みいただきますよう、お願い申し上げます。
※詳細につきましては、(株)さいたまアリーナ 事業部 事業管理課 (TEL 048-600-3002) にご相談ください。

提出日					年		月		日		アリーナ担当者														
さいたまアリーナ 作業申請書																									
エリア		※○で囲ってください										スーパーアリーナ		・		けやきひろば		・		デツキ		・		共同溝	
日時		年										月		日		()						～			
会社名																									
作業場所																									
作業内容												火気使用		有		・		無							
アリーナ担当者		課																							
入館者氏名	氏名		入館✓		氏名		入館✓																		
	責任者			□	8)			□																	
		作業中の連絡先			9)			□																	
	1)			□	10)			□																	
	2)			□	11)			□																	
	3)			□	12)			□																	
	4)			□	13)			□																	
	5)			□	14)			□																	
	6)			□	15)			□																	
	7)			□	16)			□																	
必要鍵ナンバー、又は、部屋名												※(株)さいたまアリーナが許可した人に貸出可													
特記事項																									
アリーナ社記入欄																									
入館時間		確認者		退館時間		確認者		アリーナ腕章NO.				自社腕章													
												枚 □													
												枚 □													
												枚 □													
												枚 □													

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

- 1 主催者は、主催者又は主催者の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者その他役員及び使用人及び下請又は再委託先業者、並びに出店者（以下「主催者」と言います）が、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - 一 暴力団
 - 二 暴力団員
 - 三 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 四 暴力団準構成員
 - 五 暴力団関係企業
 - 六 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - 七 その他前各号に準ずる者
- 2 主催者は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約します。
 - 一 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - 二 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - 三 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - 四 その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 主催者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて株式会社さいたまアリーナ（以下「甲」と言います）の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 主催者は、主催者又は主催者の下請、再委託（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方（以下、下請、再委託先等という）が第1項各号に該当しないことを表明・確約し、将来も第1項各号に該当しないことを表明・確約します。
- 5 主催者は、主催者の下請、再委託先等が前項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採ることを表明・確約します。
- 6 主催者は、主催者又は主催者の下請、再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請、再委託先等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うことを表明・確約します。
- 7 主催者は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで甲との取引が停止され又は解約されても一切の異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約します。

年 月 日

署名

印

御中

様

株式会社さいたまアリーナ
FAX 048-601-1120

担当

いつもお世話になっております。
さいたまスーパーアリーナでは、広く皆様にイベントを告知し、来場促進・開催イベントのPRのため、以下の方法にてイベントスケジュールを公開しております。
つきましては、さいたまスーパーアリーナで行われるイベントの告知を以下の通り実施してよろしいか、お伺いいたします。
また、ご記入いただきました情報はイベント問合せなどの際に効果的に告知PRをしたいと思っております。
よろしくお願いいたします。

●イベントスケジュール掲出形態

タイトル	仕様	掲出期間	掲出場所
イベントスケジュール	A1サイズポスター	毎月1日～約1ヶ月	けやきひろば・新都心駅・館内インフォメーションに掲出(8枚)
イベント情報	インターネットホームページ	随時～イベント終了	さいたまスーパーアリーナHP内で掲示 (www.saitama-arena.co.jp)
LED文字情報表示	LED文字情報	随時～イベント終了	さいたまスーパーアリーナCゲート上

尚、必要な情報は以下の通りです。ご記入後、弊社担当までお願いいたします。

開催日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
イベント正式名称	
アーティスト名	
使用モード (○をつけて下さい)	スタジアム / アリーナ / 低天井 / ホール / コミュニティアリーナ / 展示ホール / けやきひろば
ステージパターン	エンドステージ1 / エンドステージ2 / センターステージ
入場 (○をつけて下さい)	席 円 有料 席 円 / 無料 / 関係者のみ / ファンクラブ 席 円 / 事前申込み
開場・開演・終了時間	日 開場 : 開演 : 終演 : (予定) 日 開場 : 開演 : 終演 : (予定) 日 開場 : 開演 : 終演 : (予定)
主催	
お問合せ先	電話番号 ()
問合せ先HP	http://www.
オフィシャルサイト	http://www.

当館ホームページに画像の貼り付けをご希望の場合は620×470ピクセル、解像度72dpiの画像
(サイズが異なる場合は当社で調整させていただきます)を添付してください。

上記情報公開日(ご指定のある場合) 年 月 日

当社にイベントに関するお問合せがあった場合の対応で注意点がございましたら、お書きください。

(

)

けやきひろばイベントに係るゴミ排出に関する お知らせとお願い

さいたま市からゴミの排出に関する適正処理指導がありました。

つきましては、イベントで発生したゴミの処理を依頼される場合、下記分別方法に従って指定袋へ入れていただき、指定された集積場までお持ちください。

廃プラスチック

- ・♻マークの付いたもの全般
- ・プラスチック、発砲スチロール製の容器類
- ・梱包材のビニールバンド

※プラスチック容器の中でも、マヨネーズ、ケチャップ、ドレッシング、食用油など、著しく汚れている容器は『可燃ゴミ』としてお出してください。

発砲スチロール

中身を空にしてからお出してください。

※指定袋に入れる必要はございません。

可燃ゴミ

生ゴミ・紙類・割箸・凝固剤で固めた油など

缶・ビン・ペットボトル

中身を空にし、それぞれ分別してからお出してください。

※カセットボンベ、スプレー缶などを排出される場合は、必ず使い切り、穴を開けてからお出してください。

※ペットボトル製のサラダ油などの容器は『可燃ゴミ』としてお出してください。

※油などの液体が残っている缶類は、中身を凝固剤などで固めてからお出してください。固めない場合でも、追加料金にて処理いたしますので、事前にご相談ください。

ダンボール

折りたたんで、縛ってからお出してください。

※指定袋に入れる必要はございません。

※濡れている物、著しく汚れているものは『可燃ゴミ』としてお出してください。

◇上記に該当しない廃棄物は排出方法が異なりますので、当社までお問い合わせください。

また、売れ残った汁物は、シンクやグレイチング、ケヤキの木の根元などには、絶対に廃棄しないでください。排水溝の詰まりや樹木が傷む原因となり、原状復帰に要する莫大な費用を行為者に要求させていただくことになりますので、指定の場所に廃棄してください。

●指定袋ごとに上記区分で分別していただき、指定された集積場まで運搬をお願いします。また、指定袋別に分けるほどの量でない場合は、無色または半透明の小袋で分別し、指定袋にまとめていただいても構いません。（下図参照）

なお、集積場まで運搬の際には、袋の破れに注意の上、汁等が垂れて床を汚さないようにご注意ください。



けやきひろばイベントにおける火気器具の使用に係る対応について

平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会会場での火災を受け、さいたま市火災予防条例の一部が改正され、平成26年8月1日から施行されました。

つきましては、けやきひろばで開催されるイベントにおいて、調理器具や暖房器具などの火気器具を使用する場合の消火器の設置してください。また、火気器具などを使用する屋台等を開設する場合は、さいたま中央消防署に届出が必要です。

1 多数の人が集まる催しでの消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて調理器具や暖房器具などの火気器具を使用する場合には、消火器の設置が必要になります。

(条例第27条、28条、29条、30条、31条関係)

2 火気器具などを使用する露店・屋台等を開設する場合の届出

上記 1 の催しにおいて、火気器具などを使用する露店・屋台等を開設する場合には、業者だけでなく、一般の方もあらかじめ消防署に届け出が必要になります。

(条例第65条関係)

Q & A

Q. 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しとは？

A. 参加者を特定できない、だれでも参加できるような催しとなります。

Q. 火気器具とは具体的にどのようなものか？

A. コンロなどの裸火や電気ストーブのように発熱部が外部に露出している器具及びガソリンを燃料とする携帯用発電機などとなります。

Q. 「露店・屋台等を開設する」とは、どういうことをいうのか？

A. テントなどのように構えが有る無しに関わらず、火気器具を使用している所で、飲食物や物品等の販売又は提供を行う場合をいいます。

Q. 誰が届出をするのか？

A. 火気器具を使用する露店・屋台等を開設しようとする者となっています。
また、同一催しで複数の者が届出をすることになる場合は、主催者等が取りまとめて届出をすることができます。

Q. 届出用紙はどこで配布しているのか？

A. 市内各消防署・出張所又はさいたま市ホームページでダウンロードできます。

Q. 届出書に添付する書類は？

A. 火気器具と消火器の位置を記入した会場の略図が必要となります。

Q. どこに届出をするのか？

A. さいたま市中央消防署となります。

(さいたま市中央区下落合5丁目7番18番 048-852-9119)

催しで設置する消火器

⇒ 4型以上の粉末消火器

★ 4型・・・消火器の大きさを表しています。

※参考：物販店や飲食店等で見かける消火器は、ほとんどが10型のものとなっています。

< 4型の粉末消火器の仕様例 >

- ★ 高さ・・・約38cm
- ★ 幅・・・約10cm
- ★ 重さ・・・約2.4kg
- ★ 放射時間・・・約14秒
- ★ 放射距離・・・3～5m
- ★ 薬剤料・・・1.2kg



下の写真のような「住宅用消火器」や「エアゾール式などの簡易消火具」の設置は不可となります。



【住宅用消火器】
住宅火災に適した消火器です。



【エアゾール式簡易消火具】
家庭内で発生した火災で、初期段階の小さな火の消火を想定したものです。

露店等の開設に伴うチェック表

別紙

No.	チェック項目	チェック内容
1	設置場所	☐ 避難に支障のある場所に設置していないか？
		☐ 屋台・テント等は、強風等で倒壊や飛散等しないように固定されているか？
2	自主防火管理 (消火の準備)	☐ 消火器を準備しているか？
		☐ 消火器の正しい取扱い方法を確認しているか？
3	火気器具等	☐ 火気器具等は安定した不燃性の床、台などの上での使用としているか？
		☐ 火気器具等の近くには、燃えやすいものを置いていないか？ また、周囲は、常に整理、清掃されているか？
		☐ 火気器具の取扱いは、適切に行われているか？ 例：グリルコンロ下部の受け皿に適量の水を張っているかなど。
4	LP ガス	☐ ボンベは、平らな直射日光の当たらない風通しの良い場所に鎖等で固定し、火気器具等から離れて設置されているか？
		☐ ゴムホースは LP ガス専用のものを使用しているか？
		☐ ゴムホースにはひび割れや焦げ等による劣化がないか？
		☐ 火気器具等とゴムホースの接続は確実に行われ、ホースバンドで固定しているか？ また、ホースの継ぎ足しをしていないか？
5	カセットコンロ	☐ カセットコンロを使用する場合は、取扱い・注意事項を守り、正しく使用しているか？
		☐ 火気器具等の付近にカセットコンロ本体及び交換用ボンベが置かれていないか？
6	まき、炭等	☐ まき、炭等を使用するときは、みだりにその場を離れず、残火や取り灰などの後始末を確実にを行う準備をしているか？
7	電気器具	☐ たこ足配線はせず、許容電流を超えていないか？
		☐ 水が掛かるおそれのある電気器具、コンセントは防水性能があるものを使用しているか？
		☐ コンセントや配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしているか？
		☐ 観客等が近づけないような場所に設置し、キャップを開けられないようにしているか？
		☐ 途中で給油しなくてもいいような量の燃料を入れてあるか？ 万が一、給油が必要になってしまった場合は次のことが徹底されているか？
		☐ 暗い場所や観客等のいる付近、火気器具等の近くでは給油をしない。
		☐ 給油はエンジンを停止してから行う。
		☐ 容器を直接地面に置くなどして、静電気を除去してから給油を行う。
9	危険物容器 (ガソリン等)	☐ 保管する容器は、消防法令に適合した金属容器を使用しているか？
		☐ 容器のキャップを確実に締め、取扱説明書に沿った使用をしているか？
		☐ 直射日光の当たらない風通しの良い場所で、発電機及び観客等から安全な距離を保っているか？
		☐ 容器のキャップを開ける前には、安全な場所で圧力調整弁から圧力抜きを行うことが徹底されているか？
10	暖房器具	☐ 暖房器具は、燃えやすいものから十分離して使用しているか？
		☐ 使用中はその場を離れない。
		☐ 給油は火を消してから行う。
11	放火防止対策等	☐ 2日間以上にわたり開設する場合には LP ガスボンベその他の燃料、発電機は露店終了後に持ち帰る等、放火防止に努めているか？
		☐ ゴミ等の可燃物は持ち帰り、整理整頓されているか？

さいたま新都心駅

